

令和5事業年度

業務運営に関する計画
(年度計画)

公立大学法人埼玉県立大学

目次

第 1	はじめに	- 1 -
第 2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	- 2 -
1	教育に関する目標を達成するための措置	- 2 -
	(1) 教育の内容等に関する取組	- 2 -
	(2) 教育の実施体制等に関する取組	- 3 -
	(3) 教育の質の向上に関する取組	- 4 -
2	学生への支援に関する目標を達成するための措置	- 4 -
	(1) 学習支援及び生活支援に関する取組	- 4 -
	(2) 就職支援等に関する取組	- 5 -
	(3) 障害のある学生に対する支援に関する取組	- 6 -
	(4) 卒業生との交流・支援に関する取組	- 6 -
3	研究に関する目標を達成するための措置	- 6 -
	(1) 研究の方向性及び成果に関する取組	- 6 -
	(2) 研究の実施体制に関する取組	- 7 -
4	地域貢献、産学官連携及び国際交流に関する目標を達成するための措置	- 7 -
	(1) 地域貢献に関する取組	- 7 -
	(2) 産学官連携に関する取組	- 8 -
	(3) 国際交流に関する取組	- 8 -
第 3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	- 9 -
1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	- 9 -
	(1) 迅速かつ適切な意思決定に関する取組	- 9 -
	(2) IRの活用	- 9 -
	(3) 他大学等との連携	- 9 -
2	教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	- 9 -
	(1) 大学院	- 9 -
	(2) 学部	- 9 -
	(3) 地域貢献、研究等	- 9 -
3	人事の適正化に関する目標を達成するための措置	- 9 -
	(1) 実績と能力に応じた適正な教職員評価制度・人事制度の構築に関する取組	- 9 -
	(2) 人材の確保と活用に関する取組	- 9 -
第 4	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	- 11 -
1	外部研究資金等の自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	- 11 -
	(1) 外部研究資金の獲得に関する取組	- 11 -
	(2) 学生納付金に関する取組	- 11 -
	(3) その他の自己収入確保に関する取組	- 11 -
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	- 11 -
3	資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	- 12 -
	(1) 資産の適切な管理	- 12 -
	(2) 余裕金の運用	- 12 -
4	自主財源の確保に関する目標を達成するための措置	- 12 -
第 5	自己点検・評価及び当該情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	- 13 -

1	定量的指標の活用に関する目標を達成するための措置	- 13 -
2	評価の活用に関する目標を達成するための措置	- 13 -
	(1) 大学の自己点検・評価に関する取組	- 13 -
	(2) 教員の自己点検に関する取組	- 13 -
3	情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	- 13 -
第6	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	- 14 -
1	施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置	- 14 -
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	- 14 -
	(1) 学生や教職員の安全確保等に関する取組	- 14 -
	(2) 化学物質等の適切な管理等に関する取組	- 14 -
	(3) 情報セキュリティ対策の充実にに関する取組	- 14 -
3	危機管理に関する目標を達成するための措置	- 14 -
4	社会的責任に関する目標を達成するための措置	- 14 -
	(1) 法令等の遵守徹底のための取組	- 14 -
	(2) ダイバーシティ推進に関する取組	- 14 -
第7	予算、収支計画及び資金計画	- 15 -
第8	短期借入金の限度額	- 17 -
第9	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	- 17 -
第10	剰余金の使途	- 17 -
第11	公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める事項（第4条関係）	- 18 -

第1 はじめに

埼玉県立大学は、第3期中期計画に基づき、令和5事業年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

【令和5事業年度における重点事項】

1. 学修者本位の教育の実現に向けて学修成果の把握・可視化の取組をさらに推進し、次期カリキュラム構築に向けて教育プログラムの改善・向上を図る。また、教育の内部質保証の取組について学内外に積極的に情報発信する。(◆2◆24)
2. WEB等を活用した入試広報を引き続き展開するとともに、県内高校等との関係を強化し、受験生等のニーズに対応した入試広報活動を進める。また、大学院等改革に伴う入試制度等の変更についても周知していく。(◆10◆11)
3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、通常とは異なる環境で学生生活を過ごしてきた学生や経済状況に変化のあった学生に対して、ニーズに応じたきめ細やかな学生支援を実施する。また増加する学生相談に対応するため学生相談室の体制強化を図る。(◆27◆28◆29◆30◆31◆32)
4. 低学年のうちから専門分野の導入的科目等において県内就職の魅力や地域の保健医療福祉の諸課題への取組等、県内就職に対する関心を高める情報を段階的に提供していく。また、指定校推薦採用について、学生の希望や就職実績を踏まえて推薦枠の拡大を目指し、医療機関等に働きかけを行う。(◆33◆42◆43)
5. 研究開発センターに整備したURAの活用等による外部資金獲得支援や研究遂行支援により教員の研究活動を支援する。また地域包括ケアシステム推進のための「研究開発センタープロジェクト」等を実施し、地域社会への研究成果の還元を図る。(◆52◆53◆54◆55◆56◆57◆58)
6. 地域に根差し地域に貢献する大学として、一般向けや専門職向け等のオープンカレッジ講座の充実を図るとともに、自治体や企業等との連携の取組を進める。(◆62◆63◆64◆65◆66◆70)
7. 地域貢献や研究等に関する取組の強化を図るため各センター等の組織体制のあり方を検討し、必要な見直しを行う。(◆80)
8. 予期せぬ感染症が蔓延した際に本学の機能を維持し、早期に教育・研究・社会貢献活動を再開するための業務継続計画（感染症対策編）を策定する。また、災害対策本部設置規程及び業務継続計画（大規模災害編）に基づいた訓練を実施していく。(◆111◆112)
9. 大学を効果的にPRしていくため、広報に関する方針を定めるとともに、SNSを活用した情報発信に積極的に取り組む。(◆102)
10. 中期計画の基盤となるDXをより一層推進していく。あわせて、本学における情報セキュリティの一層の確保について努めていく。(◆22◆23◆87◆109◆110)

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容等に関する取組

ア 学士課程

(ア) 教育プログラムの適切な運営

- ◆1 次期カリキュラム構築に向けてカリキュラム 2019 の評価・分析を進め、必要に応じてディプロマ・ポリシー¹及びカリキュラム・ポリシー²の見直しを行う。
- ◆2 カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程の運用を適切に行うとともに、アセスメントプランに基づく学修成果の把握・可視化の取組を推進し、教育課程の検証を行う。

(イ) 臨地実習の適切な運営

- ◆3 臨地実習の機会の確保と質を向上させるために実習教育の調査・検証に基づき、実習施設との連携強化に向けた取組を引き続き検討する。

(ウ) 学士課程教育の見直し

- ◆4 保健医療福祉分野での専門職に対するニーズ等を踏まえ、学士課程教育の見直しに向けた取組や次期カリキュラムの検討に着手する。

イ 博士課程

(ア) 博士前期課程

- ◆5 新たな履修モデルの設定や教育プログラムの導入等に向けた具体的な内容を検討する。
- ◆6 博士前期課程において、学士課程及び後期課程との一貫教育コース導入に向けた具体的な内容を検討する。

(イ) 博士後期課程

- ◆7 博士前期課程・後期課程一貫コース導入への対応など長期的な研究指導體制の整備に向けて検討を進める。
- ◆8 博士前期課程・後期課程一貫コース導入など優秀な人材が後期課程に進学を促進する具体的な仕組みについて検討を進める。

ウ 入学者受入方針

(ア) 学部

a アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）に基づいた入学者選抜試験の実施

- ◆9 本学の入学者選抜試験において、選抜に係る評価基準がアドミッション・ポリシー³に適合しているか検証するとともに、多様な選抜方法について検討する。

¹ ディプロマ・ポリシー：卒業認定及び学位授与に関する方針

² カリキュラム・ポリシー：教育課程編成及び実施に関する方針

³ アドミッション・ポリシー：入学者受入れに関する方針

b 戦略的な入試広報活動

- ◆10 WEBを活用した入試広報を引き続き展開するとともに、受験生や保護者等のニーズに対応できる進路相談会などへの参加により、直接PRできる入試広報活動も併せて行う。
- ◆11 年間150回以上の高校での入試説明会等への参加や、大学院等改革に伴う入試制度への変更等を周知するため、本学への進学実績がある高校のほか、これまで接点がありませんでした県内高校などの開拓に努め、合わせて30校以上訪問する。

c 入学者選抜方法の検証

- ◆12 令和5年度入学者のデータを使用し、入試区分と成績等の関連についてIRデータを活用した多面的な調査及び分析を進める。
- ◆13 国の高大接続改革の動向を踏まえながら、本学入学者選抜の実施方法について検討する。

(イ) 研究科

a アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜試験の実施

- ◆14 博士前期課程及び博士後期課程のそれぞれについて、入試科目及び配点がアドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保に結びついているか検証し、必要に応じて募集要項や評価基準等の見直しを図る。

b 戦略的な入試広報活動

- ◆15 WEBを活用した入試情報の発信を積極的に行い、大学院入試説明会動画を2本以上作成する。
- ◆16 県内医療機関等を中心に大学院に関する入試広報活動を行うとともに、ターゲットを絞った大学院入試広報を実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する取組

ア 教育能力の向上

- ◆17 教員の教育能力の向上を図るための研修会や講習会等を開催し、高等教育開発センターを中心とした組織的支援を進める。
- ◆18 ティーチング・アシスタントとしての教育機会の提供と、プレFD⁴に関する情報提供を実施するとともに、将来専任教員になるニーズも踏まえ、新たに教育学に関する科目を配置する。

イ 教育環境の整備

(ア) 情報センター所蔵資料の充実

- ◆19 学内のニーズを随時把握し、学習・研究に必要な図書・電子ブック・雑誌・電子ジャーナル・データベースを購入する。

⁴ プレFD：これから大学教員になろうとする大学院生のための職能開発の活動

(イ) 情報センターの利用支援体制の整備

- ◆20 情報センター利用者に向けた図書の検索方法や電子ジャーナル・データベースの利用方法等に関する講習会を開催する。
- ◆21 利用者のニーズを踏まえ、情報センターの開館日時やグループ研究室等に必要な機器整備について検討する。

(ウ) DXに対応した学習環境整備

- ◆22 ICT機器を活用した学習を促進するため、無線LAN環境の整備・更新を進めるとともに、必要な学生へのパソコンの貸し出しを行う。
- ◆23 デジタルを活用した教育を促進するため、e-learning コンテンツ作成支援（5件以上）を行う。また、クラウドの活用等、新たな教育手法を支援する。

(3) 教育の質の向上に関する取組

ア 教育の内部質保証の推進

- ◆24 教育における情報の収集及び分析を行い、学修者本位の教育の実現に向けて学修成果を把握するとともに、その検証結果を含めて学内外に情報発信する取組を推進する。
- ◆25 大学院博士前期課程及び博士後期課程の教員に必要な業績等の要件を明確にし、教員評価を適切に実施していく。

イ 専門職連携教育の充実

- ◆26 これまでの専門職連携教育の成果を検証・発信する取組を進めるとともに、専門職連携教育の充実に向けた具体的方策について検討を行う。

2 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(1) 学習支援及び生活支援に関する取組

ア 学習・生活支援体制の充実

- ◆27 新型コロナウイルス感染症の影響が継続している状況も念頭に、各学科・専攻ごとに策定する実施計画に基づき、学習・生活環境の変化が大きい新入生や、臨地実習や就職活動など新たなステージに入る各学年において、学年間交流を必ず1回以上実施する。実施後に学生にアンケート調査を行い、学年間交流の効果を検証する。
- ◆28 各学生担任教員は、全学生との面談の機会を前期・後期の各1回以上必ず設け、学生の現状把握と助言指導を行う。また、必要に応じて、保健センター等と情報を共有し連携した対応を図る。
- ◆29 学生が抱える心身の問題に対応するため、保健センター及び臨床心理士（カウンセラー）による相談を実施する。また、増加する学生相談室の利用件数に対応するため、学生相談室の体制を強化する。要支援学生については、学生担任教員、事務局とも緊密に連携しながら支援を行う。
- ◆30 感染症法上の位置付けなどの社会情勢の変化に応じて、基本方針やガイドラインを見直し、学生団体の活動ができる限り活性化するような環境を作り出す。また、学生が自治会や大学祭等を自主的に企画・運営ができるよう状況に合わせた助言を行う。

イ 経済的に修学が困難な学生に対する支援

- ◆31 「高等教育の修学支援新制度」と本学独自の修学支援制度について、経済的支援を必要とする学生に情報が届くよう丁寧に周知する。また、新たな支援情報や家計急変時の経済支援情報についても迅速に周知する。
- ◆32 日本学生支援機構等の公的団体や病院等の民間団体の奨学金制度について、きめ細やかな情報提供を行うとともに、地方自治体等が実施している給付型の奨学金についても積極的に情報提供を行う。

(2) 就職支援等に関する取組

ア 進路決定支援

- ◆33 低学年向けのキャリアデザイン講座（全学科・専攻）を実施し、学生一人ひとりが早い段階から将来への目的意識を明確に持ち、自己の将来設計を幅広く考えられるようキャリア形成支援を行う。
- ◆34 キャリアカウンセラーによるキャリア相談及び学生担任教員等による個別面談等により、学生の進路決定状況を把握し、学生の適性或希望に合った助言・指導を連携して行う。
- ◆35 自己分析や面接対策、就活マナーなどの各種就職支援講座の開催及び就職活動に関する情報提供など、学生が希望する進路に進めるよう就職支援を行う。
- ◆36 国家試験、教員及び公務員採用試験の合格に向けた職種ごとの対策講座を充実させるとともに、個別相談などを実施し、学生への学習指導を行う。
- ◆37 大学の就職支援の取組について、学生や保護者等の理解を深められるような工夫をした情報発信を行う。

イ 県内就職の推進

- ◆38 県内で活躍する卒業生を招いた就職活動スタートガイダンス（全学科・専攻）や、県内施設就職説明会（2回以上）等を開催し、県内就職先への学生の関心を高める取組を実施する。
- ◆39 各種就職支援講座において、県内就職先の情報を提供するなど、学生が県内の就職先に触れる機会を増やす取組を実施する。
- ◆40 県内の自治体等に就職するための動機づけとして、県内で活躍する専門職等を講師に招き、所属する団体や仕事の魅力を学生に直接伝える機会を作る。
- ◆41 学科・専攻ごと、低学年から県内で働く魅力や本学学生が県内で活躍することへの期待を伝え、学生が早い時期から県内就職に対する関心を高める取組を実施する。
- ◆42 学科・専攻ごと、1年次及び2年次の専門職導入科目等の授業内で、学生が県内就職に対する関心を高める講義を各学年で1回以上実施する。
- ◆43 県内就職を希望する学生の希望に応えられるよう、指定校推薦採用選考枠を積極的に利用して県内就職を推進する。

(3) 障害のある学生に対する支援に関する取組

ア 障害のある受験生への配慮

- ◆44 障害のある方への受験上の配慮等について、案内等をホームページで公表し、障害のある受験者の要望に個別に対応する。

イ 障害のある学生への支援

- ◆45 「障害のある学生への支援ガイド」に基づき、障害のある学生に対して合理的配慮の提供を行う。また、必要に応じ、障害のある学生に対し、学生担任教員、障害学生アドバイザー、保健センター、臨床心理士、事務局等が連携し、面談を行い、学生の支援を行う。
- ◆46 全教職員及び学生を対象に、研修会を開催し、障害のある学生支援についての理解を深める。

(4) 卒業生との交流・支援に関する取組

- ◆47 同窓会と連携してホームカミングデーを開催し、卒業生間及び卒業生と教員とのつながりを強化し、交流の促進を図る。
- ◆48 保健医療福祉や教育の現場で活躍する卒業生を対象に、講習や研修を実施し、資格更新のサポートや最新の知識技術を学ぶ場を提供する。
- ◆49 同窓会評議員や大学在勤卒業生教職員などの、同窓会における卒業生間のつながりを強化するとともに、同窓会運営が活性化するように支援する。
- ◆50 学科・専攻・ゼミ等が実施する卒業生との定期的な交流や勉強会について維持・拡大を働きかけるとともに、毎年実施する卒業生現況調査について、様々なチャンネルを通じて情報を発信し、回答率の向上、卒業生の情報把握に努める。
- ◆51 キャリアセンターの利用方法や就職支援システムによる既卒者向け求人情報の閲覧について卒業生に周知する。

3 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の方向性及び成果に関する取組

ア 研究の方向性

- ◆52 文部科学省科学研究費助成金の採択件数 65 件を目指すため、URA⁵（プレアワード⁶）による申請に係る相談・添削等の支援を行う。
- ◆53 教員の研究能力向上のためセミナー等を開催する。
- ◆54 URA（ポストアワード⁷）による大型研究遂行のための支援を行う。
- ◆55 地域包括ケアシステムに焦点を当てた研究など、大学として推進すべき研究課題を公募

⁵ URA：University Research Administrator の略で、大学等における研究マネジメントの専門家による研究支援。外部資金獲得や大型研究推進のための取組等により研究者を支援する。

⁶ URA プレアワード：外部資金新規獲得のための申請支援。教員の研究計画や内容についての相談に応じるほか、申請書類の添削指導を行うことで科研費等の外部資金採択件数向上につなげる。

⁷ URA ポストアワード：外部資金獲得後の人的支援。大型研究を獲得した教員が研究を円滑に実施できるよう非常勤研究員を配置する。

等により選定し、研究開発センタープロジェクトを継続3件、新規1件を実施する。

- ◆56 科学研究費助成金その他の競争的研究資金の応募や申請に関する研修を実施する。
- ◆57 奨励研究費を、外部研究費の獲得に向けた準備研究の支援や獲得への貢献を評価する観点から配分する。
- ◆58 事務補助員の配置や外部研究助成の情報伝達などの支援を実施するとともに、UR A（プレアワード）による外部資金獲得に向けた支援やUR A（ポストアワード）による大型研究遂行支援を実施する。

イ 研究成果の活用

- ◆59 教員の研究活動を取りまとめ、大学ホームページへの掲載、冊子の配布や展示会への参加などで研究成果を発信するとともに、大学院生及び学部生の教育研究にも活用する。
- ◆60 学会発表や学術誌、学会誌のみならず、プレスリリース等を積極的に活用し、県民に向け研究成果を積極的に発信することを奨励・支援する。

(2) 研究の実施体制に関する取組

- ◆61 UR A機能（プレアワード及びポストアワード）に対応するコーディネータを配置し研究活動を支援する。

4 地域貢献、産学官連携及び国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 地域貢献に関する取組

ア 地域社会や行政機関等への還元

- ◆62 「オープンカレッジ講座」について、ニーズを踏まえた見直しを行い講座の充実を図る。
- ◆63 大学の教育研究資源を活用し、広く県民を対象とした健康講座などの一般教養講座や高校（中学校）出張講座および高校生向け開放授業の実施など、中・高校生等向けの講座を開講する。
- ◆64 自治体や保健医療福祉施設、団体等への講師派遣（260回以上）及び自治体の審議会、委員会等への教員派遣（170回以上）を行う。
- ◆65 研究成果を保健・医療・福祉に関する諸課題に直面する県や市町村などに還元するため、「シンポジウム」、「地域包括ケア推進セミナー」、「地域包括ケアを推進するためのネットワーク会議」等を20回以上開催する。
- ◆66 地域包括ケアマネジメント支援部門を中心に、自治体や関係団体等との意見交換を行い、地域の個別ニーズを捉え研究・支援を実施する。
- ◆67 地域でのボランティア活動や自治体等のイベントへ学生の参加を支援する等、学生の自主的な社会貢献活動を支援する。
- ◆68 貸付実績や使用可能施設の写真等をホームページに掲載し、本学の魅力を発信しながら施設貸付を実施する。

イ 保健・医療・福祉人材の資質向上

- ◆69 保健医療福祉や教育の現場で活躍する専門職を対象に、資格の更新やスキルアップにつ

ながら講習や研修を開催する。また、保健医療福祉の専門職を対象として履修証明プログラムによる講座など、多職種連携に関する講座を8回以上開催する。

ウ 実施方法の多様化

- ◆70 オープンカレッジ講座等について、オンラインなどの遠隔方式と対面方式のそれぞれの長所・短所を踏まえ、適切な方式で実施する。その際、遠方からの参加が可能となるよう、オンライン方式を積極的に採り入れる。

(2) 産学官連携に関する取組

- ◆71 教員の研究シーズの発掘・育成に努め、埼玉県立大学研究・地域活動シーズの充実を図る。展示会への出展など、教員の研究や共同研究等の成果を積極的に発信し、大学・企業等との共同研究等の獲得を目指す。また、自治体等の事業・イベントに参画し連携を推進する。

(3) 国際交流に関する取組

- ◆72 高等教育開発センター及び大学院教務委員会が中心となり、大学院生の研究成果について国際的に発信するための支援方法を検討する。
- ◆73 研究成果の国際学会での発表や外国語による論文作成を奨励する。
- ◆74 新型コロナウイルス感染症の影響を勘案しながら安全確保を前提に国際交流事業の再開を目指すとともに、学内や地域で行う国際交流に関連する事業を支援する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 迅速かつ適切な意思決定に関する取組

◆75 事務局各担当の業務内容等を確認し、組織の見直し等を検討する。

(2) IR⁸の活用

◆76 IRの推進を図るとともに、大学運営における意思決定に資する分析・報告を行う。

(3) 他大学等との連携

◆77 包括連携協定に基づく事業や、4大学による彩の国連携力育成プロジェクトを実施する等、県内他大学等と教育・研究・地域貢献における連携を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 大学院

◆78 保健医療福祉分野におけるリカレント教育のニーズや大学院生のキャリア形成状況等の分析結果を踏まえ、学部と大学院の連動した教育体制等の構築に向けた取組を推進する。

(2) 学部

◆79 専門職に対する社会的ニーズを踏まえ、学部教育について必要な見直しを進める。

(3) 地域貢献、研究等

◆80 地域貢献や研究等に関する取組の強化を図るため、各センター等の組織体制の見直しを進める。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 実績と能力に応じた適正な教職員評価制度・人事制度の構築に関する取組

◆81 実績評価結果の処遇への反映について適切に運用するとともに、制度運用における課題等について、継続的に検証を行う。

(2) 人材の確保と活用に関する取組

ア 優秀な教員の確保

◆82 公募を基本としながら、本学の運営に必要な教員採用を進める。また、教育研究活動、学内運営及び社会貢献等において顕著な業績を挙げ、今後の学内運営に意欲を持った者を選考するための公正な昇任事務を行う。

イ 法人固有職員の増加

⁸ IR : Institutional Research、大学運営の支援や学内外への説明のために実施する、情報の収集及び分析に関する業務

- ◆83 毎年度計画的に採用を行い、大学特有の事務を担当する職員を中心に法人固有職員化を進める。

ウ SD⁹研修の実施

- ◆84 全教職員を対象にした研修会を3回以上開催するなど、大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるためのSD研修（スタッフ・ディベロップメント）を体系的に実施する。

エ 多様な働き方に対応するための取組

- ◆85 在宅勤務制度による教職員の多様な働き方に対応した体制を構築する。

4 事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置

- ◆86 事務職員の人事評価の一つである実績評価において、各自が担当する事務の見直しについて計画・実行・検証する仕組みの徹底を図る。
- ◆87 業務の進め方の見直しやシステムの活用等により、学内の事務処理におけるペーパーレス化を徹底するとともに、既存システムの改善による効率化を進める。

⁹ SD：教育研究活動等の適切かつ効果的な運営をはかるための研修その他の取組（FDを除く）

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金等の自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 外部研究資金の獲得に関する取組

- ◆56 科学研究費助成金その他の競争的研究資金の応募や申請に関する研修を実施する。【再掲】
- ◆57 奨励研究費を、外部研究費の獲得に向けた準備研究の支援や獲得への貢献を評価する観点から配分する。【再掲】
- ◆58 事務補助員の配置や外部研究助成の情報伝達などの支援を実施するとともに、URA（プレアワード）による外部資金獲得に向けた支援やURA（ポストアワード）による大型研究遂行支援を実施する。【再掲】

(2) 学生納付金に関する取組

ア 適正な金額の設定

- ◆88 他大学の動向等を注視しつつ、社会情勢の変化等も踏まえ、学生納付金等について適正な金額設定等の検討を行う。

イ 授業料等の確実な収納

- ◆89 奨学金や修学支援新制度等について、経済的支援を必要とする学生に情報が届くよう丁寧に周知する。
- ◆90 口座振替による納付が困難な場合には、早期の相談と徴収猶予又は分納納入の申請を促すとともに、申請後の債権管理を適切に行う。これらの申請に基づかない未納については、定期的に学生及び保証人に対して納入指導や督促を実施する。

(3) その他の自己収入確保に関する取組

ア 施設の有効活用

- ◆68 貸付実績や使用可能施設の写真等をホームページに掲載し、本学の魅力を発信しながら施設貸付を実施する。【再掲】

イ 寄附の積極的な募集

- ◆91 寄附拡大のため、ホームページや広報紙等を活用して、多方面に向けた広報活動を実施する。特に、卒業生等の本学にゆかりのある者に対しては、積極的に寄附の働き掛けを行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ◆92 予算編成プロセスにおいて、費用対効果の検証等による事業の見直しや過去の決算分析に基づく経費の見積もりを行うことにより、限られた財源の有効活用を図る。
- ◆93 夏季休業期間中の閉学期間設定等による光熱水費の抑制や、ペーパーレス化の取組等による印刷関連経費の節減を図る。また、教職員に対して経費節減の取組を促す通知を発出する等の取組により、全学的なコスト意識の涵養を図る。

- ◆87 業務の進め方の見直しやシステムの活用等により、学内の事務処理におけるペーパーレス化を徹底するとともに、既存システムの改善による効率化を進める。【再掲】

3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

(1) 資産の適切な管理

- ◆94 教育研究用備品について、引き続き管理状況の文書調査を実施するとともに、取得金額が高い備品を中心に現物確認を進めることで、適切な管理を行う。また、調査等により把握した有休備品について、学内での有効活用の方法を検討する。
- ◆95 委託業者と連携した施設の保守管理を行い、不具合が生じた場合には速やかに対応及び修繕等を行う。

(2) 余裕金の運用

- ◆96 四半期ごとに資金計画を作成し、業務上の余裕金が生じた場合は、定期性の預貯金による運用を基本としつつ、金融市場の動向等も注視しながら、より有利な運用方法の検討を行う。

4 自主財源の確保に関する目標を達成するための措置

- ◆97 科学研究費助成金をはじめとする外部研究資金の獲得や、学生納付金及び財産貸付料の確保、寄附の募集等に総合的に取り組み、令和5年度決算における自主財源比率を44%以上にする。

第5 自己点検・評価及び当該情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 定量的指標の活用に関する目標を達成するための措置

- ◆98 年度計画において定量的な目標を設定し、取組を推進するとともに、業績評価指標の動向を把握する。

2 評価の活用に関する目標を達成するための措置

(1) 大学の自己点検・評価に関する取組

- ◆99 教育研究審議会が教育研究活動を、経営審議会が組織・業務運営状況を自己点検・評価し、理事会での議決を経て、必要に応じ、その結果を次年度以降の業務改善に反映させる。
- ◆100 大学教育質保証・評価センターに入会し、令和7年度の第4期認証評価受審に向け情報収集等の準備を進める。

(2) 教員の自己点検に関する取組

- ◆101 教育・研究・地域貢献活動について教員が自己点検し、その結果を学内外に公表することで、教員の自律性を高める。

3 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

- ◆102 本学の広報に関する方針を定め、広報活動に積極的に取り組み、ホームページやSNSで100件以上情報発信をする。また、メディアを活用した広報を実施する。
- ◆103 大学の広報紙を発行し、卒業生等へ配布する。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- ◆104 適切な管理・保全のための施設・設備改修計画を策定し、定期的な点検及び整備を実施する。
- ◆105 環境・省エネルギーに配慮した機器の採用やユニバーサルデザイン化に対応した施設・設備の改修を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 学生や教職員の安全確保等に関する取組

- ◆106 教職員のメンタルヘルスをはじめとした健康管理に努めるとともに、定期的な職場巡視を実施し、良好な職場環境を維持する。
- ◆107 ワークライフバランス応援宣言に基づき、時間外勤務の削減に努めるとともに、年次有給休暇の取得を促進し、教職員の健康の確保を図る。

(2) 化学物質等の適切な管理等に関する取組

- ◆108 有害物質等の購入・保管等を適正に行い、不要となった物質等は適正に廃棄するなど、適切な管理・処分を行うとともに、管理状況を随時確認する。

(3) 情報セキュリティ対策の充実に係る取組

- ◆109 必要に応じて、情報セキュリティポリシー等の規程類を改正する。
- ◆110 情報資産の管理及び適正なシステムの運用を目的とした研修を実施する。

3 危機管理に関する目標を達成するための措置

- ◆111 感染症等の発生時において、学生や教職員の安全確保とともに大学業務の継続を図るため、BCP(業務継続計画)の策定を行う。
- ◆112 災害対策本部設置規程及び業務継続計画(大規模災害編)に基づいた訓練を実施する。

4 社会的責任に関する目標を達成するための措置

(1) 法令等の遵守徹底のための取組

- ◆113 教員・学生向けにハラスメント防止のためのガイドラインをホームページに掲載し、学生向けガイダンスや教職員新任者研修で取り上げるなど、啓発を強化する。また、教職員向けのハラスメント研修を行い、その防止に努める。

(2) ダイバーシティ推進に関する取組

- ◆114 ダイバーシティ推進委員会において、育児・介護に関するわかりやすい情報提供、研修、当事者交流会、および研究者支援制度による人的支援などによるキャリア形成の支援、LGBTQへの理解促進に資する取組を企画・実施する。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

令和5年度予算

(単位：百万円)

区 分	金額
収 入	
運営費交付金	1, 9 1 4
補助金等収入	1 0 7
自己収入	1, 1 7 0
授業料等	1, 1 3 0
雑収入	4 0
受託研究等収入及び寄附金収入	3 5
施設整備費補助金	3 2 9
目的積立金取崩	2 6 8
計	3, 8 2 2
支 出	
業務費	3, 0 1 0
教育研究経費	6 5 9
人件費	2, 3 5 1
一般管理費	4 5 3
受託研究等経費及び寄附金事業費等	3 0
施設整備費	3 2 9
計	3, 8 2 2

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、金額の計が一致しないことがある。

2 収支計画

令和5年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金額
費用の部	3, 8 3 0
經常費用	3, 8 3 0
業務費	3, 0 6 2
教育研究経費	6 8 1
受託研究等経費	3 0
人件費	2, 3 5 1
一般管理費	6 1 1
財務費用	4
雑損	—
減価償却費	1 5 3
臨時損失	—
収益の部	4, 7 0 4
經常収益	3, 5 2 2
運営費交付金収益	1, 9 1 4
授業料収益	1, 0 7 9
入学金収益	1 3 8
検定料収益	2 1
受託研究等収益	2 2
寄附金収益	1 3
施設費収益	1 8 8
補助金等収益	1 0 8
雑益	4 0
臨時利益	1, 1 8 2
純利益	8 7 4
目的積立金取崩額	2 6 7
総利益	1, 1 4 1

(注) 「臨時利益」の1, 1 8 2百万円は、地方独立行政法人会計基準の改訂に伴い、期首に計上する予定の資産見返負債の収益化額である。

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、金額の計が一致しないことがある。

3 資金計画

令和5年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	4, 2 7 2
業務活動による支出	3, 5 6 6
投資活動による支出	2 1 4
財務活動による支出	4 2
翌年度への繰越金	4 5 0
資金収入	4, 2 7 2
業務活動による収入	3, 2 2 5
運営費交付金による収入	1, 9 1 4
授業料等による収入	1, 1 3 0
受託研究等収入	2 2
補助金等収入	1 0 7
寄附金収入	1 3
その他の収入	4 0
投資活動による収入	3 2 9
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	7 1 8

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、金額の計が一致しないことがある。

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

5億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第 1 1 公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める事項（第 4 条関係）

1 施設及び設備に関する計画

整備の内容	予定額	財源
・屋上防水改修工事 ・映像音響設備改修工事 ・空調設備改修工事 ・設計委託	総額 3 3 0 百万円	施設整備費補助金

2 法第 4 0 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

積立金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし